

法令名	化製場等に関する法律
根拠条項	第6条の二、第8条及び第9条第5項
処分の概要	化製場等の構造設備の改善命令
法令の定め	<p>(改善命令)</p> <p>第6条の二 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>第8条 第2条第1項及び第3条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。</p> <p>第9条 1～4 (省略)</p> <p>5 第5条から第7条までの規定は、第1項に規定する区域内において同項の政令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第6条の二中「第4条の規定に基づく政令で定める基準」とあるのは「第9条第2項の規定に基づく政令で定める基準」と、第7条中「第3条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。</p> <p>(構造設備)</p> <p>第4条 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第1項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>一 人家が密集している場所</p> <p>二 飲料水が汚染されるおそれのある場所</p> <p>三 その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所</p> <p>施行条例第5条 法第4条に規定する条例で定める公衆衛生上必要な化製場の構造設備の基準は、次のとおり(省略)とする。</p> <p>2 法第4条に規定する条例で定める公衆衛生上必要な死亡獣畜取扱場の構造設備の基準は、次のとおり(省略)とする。</p> <p>施行条例第10条 法第9条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な畜舎(牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設をいう。以下同じ。)の構造設備の基準は、次のとおり(省略)とする。</p> <p>2 法第9条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な家きん舎(鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設をいう。以下同じ。)の構造設備の基準は、次のとおり(省略)とする。</p> <p>(衛生措置)</p> <p>第5条 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。</p> <p>二 こん虫の発生防止及び駆除を十分にすること。</p> <p>三 臭気処理を十分にすること。</p> <p>四 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置</p> <p>施行条例第5条の2 法第5条第4号の知事が定める衛生上必要な措置は、次のとお</p>

	<p>りとする。</p> <p>一 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外に獣畜、魚介類又は鳥類の死体、内臓、骨類等をみだりに放置しないこと。</p> <p>二 化製場又は死亡獣畜取扱場の汚物及び汚水の処理は、衛生上支障がない方法により行うこと。</p> <p>三 死亡獣畜を埋却する場合は、当該死体の上に1メートル以上の盛土をすること。</p>
処 分 基 準	法令の定めによる
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 15~17

法令名	化製場等に関する法律
根拠条項	第7条、第8条及び第9条第5項
処分の概要	化製場等の許可の取消、使用禁止等
法令の定め	<p>第6条の二 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>第7条 都道府県知事は、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が、前条の規定による命令に違反したときは、第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。</p> <p>第8条 第2条第1項及び第3条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。</p> <p>第9条 1～4 (省略)</p> <p>5 第5条から第7条までの規定は、第1項に規定する区域内において同項の政令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第6条の二中「第4条の規定に基づく政令で定める基準」とあるのは「第9条第2項の規定に基づく政令で定める基準」と、第7条中「第3条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。</p>
処分基準	法令の定めによる
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm